## 政務活動費の交付の方法等の異動

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例第6条第2項の規定により会派異動届の提出がありましたので、同条例第7条第4項の規定により次のとおり公示します。

令和5年5月26日

## 神奈川県議会議長 加藤 元弥

会派の名称	異動事項	新	旧
日本維新の会	政務活動費の	会派及び議員に交	議員に交付する方
神奈川県議会	交付の方法	付する方法	法
議員団		会派に交付する額	
		(1人当たりの月	
		額) 20,000円	
		議員に交付する額	
		(1人当たりの月	
		額) 510,000円	